

鯖江市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、行政、交通事業者、市民等で構成する鯖江市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様および運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体
- (2) 鯖江交通安全協会
- (3) 住民または利用者の代表
- (4) 中部運輸局福井運輸支局長またはその指名する者
- (5) 鯖江警察署長が指名する者
- (6) 福井県の関係行政機関の職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 鯖江市長またはその指名する者
- (9) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 交通会議に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の招集)

第5条 交通会議は、会長が招集する。ただし、第2条第1号および第2号に係る協議をしないときは、第3条第1項第1号、第2号、第5号、第6号および第7号の規定による委員については招集しないことができる。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に参加させることができる。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、事故その他のやむを得ない場合に限り、当該委員に準ずる者として適当と認められる者に対し、委任することができる。

4 交通会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決することとする。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項については合意があったものと

して、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な履行に努めるものとする。

2 道路運送法第9条第4項および道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項に基づく証明は、別記様式によるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事会)

第8条 交通会議で協議すべき軽微な事項その他交通会議の運営に当たって必要な事項を審議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、10人以内の幹事をもって組織する。

3 幹事は、第3条に定める委員のうちから会長が指名する。

4 幹事会は、必要に応じて開催し、関係者を招集して意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 交通会議の事務局は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

道路運送法第9条第4項および道路運送法施行規則第9条第2項
に掲げる協議が調っていることの証明書

年 月 日付け鯖江市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線または営業区域
- 2 協議が調っている運行系統または運送の区間
- 3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額および適用方法
- 4 適用する期間または区間その他の条件を付す場合には、その条件

年 月 日

鯖江市地域公共交通会議
会長